



平成 26 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 : 新日本無線株式会社  
代 表 者 名 : 代表取締役社長 小倉 良  
(コード:6911、東証第1部)  
問 合 せ 先 : 総 務 部 長 須藤 雅教  
(TEL :03-5642-8222)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社および当社子会社の事業内容の拡大や今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。また、取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第 22 条(取締役会の招集権者および議長)に一部文言の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子管、半導体、通信機器、電子・電波・光および超音波機器、その附属あるいは組合せ装置ならびにそれらのいずれかの付属品、材料、部品の製造および開発 (中略) (取締役会の招集権者および議長)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子管、半導体、通信機器、 <u>電気</u> ・電子・電波・光および超音波機器、その附属あるいは組合せ装置ならびにそれらのいずれかの付属品、材料、部品の製造および開発 (中略) (取締役会の招集権者および議長)
第22条 取締役会の招集権者および議長は、取締役会長とする。 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第22条 取締役会の招集権者および議長は、取締役会長とする。 取締役会長に <u>欠員</u> または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日(火)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 24 日(火)

以上